



守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における
今後の公民館及び地区体育館のあり方について

答 申

平成27年10月15日
守口市社会教育委員会議

この答申書は、平成27年4月20日付で本市教育委員会から本市社会教育委員会議に諮問された「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公民館及び地区体育館のあり方について」の答申である。

審議した結果をまとめ、市教育委員会へ提出するものである。

平成27年10月15日

守口市社会教育委員会議

目次

本文編 答申

○ 「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における 今後の公民館及び地区体育館のあり方について」（答申）	1
○1 はじめに	2
○2 これまでの経過	2
○3 提言内容	6
○4 附帯意見（新たな機能）	8
○5 おわりに	10

資料編

○ 「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における 今後の公民館及び地区体育館のあり方について」（諮問）（写）	1
○ 地域コミュニティ拠点施設と既存公共施設との関係などについて （たたき台）（関係抜粋）	2
○ 平成27年度 社会教育委員会議審議経過	3
○ 策定経過資料	4
○ 守口市内公民館・地区体育館一覧	24
○ 関係法令（抜粋）	25
○ 守口市社会教育委員名簿	28

本文編答申



平成27年10月15日

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一 様

守口市社会教育委員会議
議長 廣川 弘光

守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における
今後の公民館及び地区体育館のあり方について（答申）

平成27年4月20日付守生学第29号をもって諮問のあったみだしの件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

1 はじめに

この度、市教育委員会から、平成27年4月20日付、守生学第29号で「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公民館及び地区体育館のあり方について」の諮問を受けた。

以来、本市社会教育委員会議は、平成27年5月から審議を始め、6月には公民館からコミュニティセンターへ移行した先進市である枚方市の現地視察を行い、その先行事例を踏まえながら様々な観点から慎重な議論を経て意見の集約を見た。

諮問事項については、一定の意見を付した上で、コミュニティセンターへ移行することは妥当であると判断し、4つの提言と附帯意見を付し、本答申を行なうものである。

まず最初に、本市社会教育委員会議としては、これまで幾度となくコミュニティセンターに関わる答申等を行なってきた経緯があり、整理する必要性もあることから「これまでの経過」として、本市の公民館の変遷や市の施策並びに社会の動向等を交えながら次章にまとめることとした。

2 これまでの経過

○公民館等設置の経緯

本市の公民館の設置については、昭和23年4月に公民館設立準備委員会を開催し、同年10月に公民館設立総会において決議されたことに始まる。東橋波・馬場・守口・高瀬の各分館等を順次開設し、また、昭和24年の社会教育法施行に伴い、昭和25年4月「守口市公民館設置並びに管理条例」、「守口市社会教育委員設置条例」、「守口市公民館運営審議会条例」を制定し、同年5月に守口市立公民館を、昭和42年4月に庭窪公民館、昭和43年4月に三郷公民館を設置して3館体制とした。

昭和44年4月に活動内容を一段と充実させるために、「守口市公民館分館設置規則」を廃止し、「守口市公民館地区運営委員会設置規則」を公布施行させ、10の分館を地区運営委員会にする改称が行なわれた。

また、昭和45年5月策定の『守口市総合基本計画』で、中学校区毎に公民館を設置すると明確に打ち出されたことから、昭和46年2月に「守口市公民館設置並びに管理条例」、「守口市公民館条例」を改定させた。

その後、東部・南部・八雲東・錦・東・庭窪公民館分室・北部公民館を設置し、昭和62年には西部公民館を設置させて、現在の10館1分室体制となったのである。

○「本市の公民館のあるべき姿について」等の答申

昭和54年8月に市教育委員会から「本市の公民館のあるべき姿について」と題して諮問を受け、数年間にわたり検討を行なった。

昭和56年5月に「地区運営委員会のあり方について」、昭和59年4月に「公民館経営のあり方について」の中間答申を行なった後、昭和60年1月に「公民館の整備計画について」がまとまったことから、昭和60年1月に最終答申として、「守口市の公民館のあるべき姿について」を市教育委員会に提出した。

主な内容であるが、公民館の設置については、当時（昭和56年）中学校区毎としていたが5館体制であったことから「地域全域には完備されておらず地域的な隔りがあり、事業内容に趣味的・生活技術的・スポーツ関係の事業が多い」ことを指摘した。

地区運営委員会については、「地域住民の生活文化の向上と暖かい連帯意識の醸成に活発な事業を展開し、明るい町づくりに貢献している功績は非常に大きい。しかしながら、研修事業は、親睦が中心となっている」という当時の運営の状況についても指摘をさせていただき、その後、大きな改善がみられ今日に至っている。

○「今後の公民館の運営のあり方について」の答申

その後、平成9年1月の市教育委員会の「今後における公民館の運営のあり方について」の諮問では、本市社会教育委員会議は専門委員会を設置し、平成9年10月に「当時よりも社会情勢が複雑化し、性格を異にするコミュニティセンター機能と社会教育施設機能をどのように調和させていくかが現時点での大きな課題」と答申し、地域参画を主眼に据えた5つの視点で次のとおり提言を行なった。

1. 公民館運営委員会の活性化と校区学習計画について
2. 今後における公民館と生涯学習課の位置づけについて
3. 少数精鋭の職員体制について
4. 地域住民の公民館経営への参画について(施設ボランティア)
5. 開かれた公民館をめざすネットワークシステムの充実について

○「公民館運営組織の改正（案）について」の答申

平成13年7月には、「公民館運営組織の改正（案）について」の諮問を市教育委員会から受けた。現状を打開していくためには「公民館が地域と深く関わりをもち、住民の協力を求めながら、その役割と位置づけを明確にし、自主性や地域性を活かした公民館運営に移行していく必要がある。さらに、地域住民の公民館運営への参画を一層推し進め、地域の住民が主体的に学習活動や地域活動を自らの手で実行できる体

制を構築し、公民館の全ての運営を協議会に委ね、地域のコミュニティセンターへと変革させるべきである。」と答申した。

○本市の新たな主要施策

本市では、平成23年3月に『第五次守口市総合基本計画』及び平成24年9月に『守口市都市計画マスタープラン』を策定し、両計画とも「生涯学習施設については、利用者のニーズを踏まえ、計画的に整備を進める」と述べられ、同年12月策定の「もりぐち改革ビジョン（案）」では「市民へのサービス水準を維持しつつ、類似した機能を持つ施設の集約化や複合化を図り、効率的な運営を実現する」とされた。

○本市社会教育関係施設更新の基本方針

市教育委員会は、平成25年2月策定の『第2次守口市生涯学習推進計画』において、「地域のまちづくりやコミュニティの拠点施設としての機能をもった施設へ再編整備していく必要がある」とし、本市社会教育委員会議では、平成24年度に議論を重ねていた社会教育関係施設の更新についてとりまとめを行い、『建議』として意見具申を平成25年1月に市教育委員会に行なった。

この『建議』を受けて市教育委員会では、平成25年3月に『社会教育関係施設更新の基本方針』がまとめられ、その中で公民館については、市民の生涯学習に対するニーズが多種多様化しており、現行の社会教育施設ではこれらのニーズを充足させることは難しい状況にあることから、その更新にあたっては「コミュニティの拠点としての地域住民が必要とする総合型の施設として更新することが望ましい。このため、その更新については、新たな総合型施設の設置を関係部局とともに取り組んでいきます。そして、その施設の整備に併せて現行の公民館を廃止します。」とし、地区体育館・教育文化会館も同様の方向性が示されている。

今回の諮問に対する答申は、この基本方針の具現化を求める位置づけにあるものと思われる。

○「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」の策定

本市は、平成26年3月「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を策定し、その中で地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割や必要と想定される機能等が示された。

また、平成27年2月27日の守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議では、議論の到達点として「地域コミュニティ拠点施設の3館整備時には、(仮称)地区コミュニティセンターとして活用する公民館を5館、地区体育館を6館とし、拠点施設及び地区センターにおいても市民の社会教育の振興を図る」と結論づけている。

このことから、市教育委員会は、この議論の到達点について、公民館と地区体育館が「市民の社会教育の振興」と「少子高齢化という新たな時代に対応出来る社会教育について」といった課題に対して、今後どうあるべきか等の考え方をまとめるため、本市社会教育委員会議に諮問をされたものであると解され、次章にその提言内容をまとめた。

3 提言内容

本市社会教育委員会議は、公民館を廃止してコミュニティセンターにする場合には、「今後も市民の社会教育を振興するためには何が必要か」ということについて、具体例を挙げながら議論を重ねた。

その結果、公民館で運営されている現行の機能は、地域住民にとっては最低限必要不可欠なものであり、施設等が更新された場合においても、以下の内容については継続または拡充されるべきと判断した次第である。

(1) 学習機会・情報の提供（講座・講習会等）の機能について

- ① これまで公民館で行なわれている様々な講座・教室については、更新される施設においても従前どおり継続して行なうよう努められたいこと。
- ② 地域での催し物（町内会・子ども会等の行事）、活動（集会・学習会等）、また、ボランティア養成や子育て講座などについては利用方法や使用料の有無を含め、弾力的かつ柔軟的に配慮するよう努められたいこと。
- ③ 地区コミュニティセンター等においては、情報の収集はもとより、インターネット（ホームページ等）、特にフェイスブック・ツイッター等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を積極的に活用し、情報提供の充実を図りながら、地域住民をはじめとした幅広い世代に発信を行ない、また、利用者からの意見についても同様に各世代に対応した集約方法で行なうよう努められたいこと。
- ④ 地区コミュニティセンター等以外にも、学校施設（教室・体育館・校庭）等を積極的に活用し、幅広い世代が交流のできる事業内容を企画するとともに、知識や体験及び伝統文化の継承に配慮した少子高齢化社会に対応できる様々な学習機会（講座・教室等）の提供に努められたいこと。

(2) 図書・記録・資料の提供（図書サービス）の機能について

- ① 地区コミュニティセンター等でも図書サービス機能については引き続き確保し、利用者には円滑な貸出や蔵書検索等のサービスに努められたいこと。
- ② 市全体としての図書サービスの構想（現行の図書室の運営や図書選定、図書館設置計画等）を明確に打ち出すこと。
特に、子どもの学力向上等を図るため、子どもや子育て世代には必要な児童書の配架の充実に努められたいこと。
- ③ 利用者の利便性を考慮し、電子書籍等の導入も視野に入れつつ、専門書（統計・歴史関係等）については、引き続き紙媒体の蔵書収集に努められたいこと。
- ④ 図書レファレンスの体制についても同様に、窓口で対応できる人材配置（司書

等)を行い、さらなる図書利用者のためのサービス充実に努められたいこと。

(3) 住民・地域活動、サークル活動の支援(利用サービス)の機能について

- ① 従来から利用している地域及びサークルに活動の場を提供すること。その際に使用する備品などの保管場所としてロッカーや倉庫の確保・管理に努められたいこと。
- ② ロッカー等の利用において、その使用理由における料金体系(地域活動等は無料、各サークル活動は有料など)を整備し、支援の区分に努められたいこと。
- ③ 集会・教室等の地域でのサークル活動で使用する資料等を、各自で作成できる印刷機等の環境整備に努められたいこと。
- ④ 各サークル同士が繋がりを持ち、自主的に連絡調整を行う「サークル協議会」等が地区コミュニティセンター等においてもサークル活動の発表の場が提供できるように努められたいこと。

(4) 地域コミュニティ及び社会教育の推進に関する団体について

- ① 公民館地区運営委員会や活動推進委員会については、地域住民の意見を行政に反映することのできる組織体であることから、今後においてもそのコミュニティ活動の推進がさらに図られる新たな組織づくりに取り組まれたいこと。
- ② 新しい組織づくりに際しては、市民協働の観点から幅広い分野(地域の町会・学校・子ども会・老人会・行政関係団体・有識者・民間等)で構成されるよう配慮に努められたいこと。
- ③ 現行の各公民館で形成された組織体以上に、地域での課題解決を自ら行い、住民自治が一層高まるような組織づくりに努められたいこと。
- ④ これまでの地域の組織及び人員は、伝統的な地域コミュニティを形成する中で、地域課題の解決・相互扶助や歴史的な伝統文化の継承に携わってきており、新たに組織されるコミュニティ活動の中でも、その経験や実績等が活かされるとともに、地域全体が今後も継続的に発展できるよう、地域づくりの新たな担い手の発掘にも努められたいこと。

以上の4つの視点が、市民の社会教育の振興を図るために必要と考えられることから、計画されている新しい制度においても十分に盛り込まれるよう強く標榜する。

4 附帯意見（新たな機能）

諮問に対する「市民の社会教育の振興」の項目については前述のとおりであるが、現段階では地区コミュニティセンターの施設運営や、コミュニティ単位協議会等の組織の人員構成などの詳細が明らかになっていない点がある。今後、「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」の具現化がさらに図られると思われるが、現時点において付加すべき“新たな機能”についても意見の集約をみたため、以下の点について十分に留意し、新たな施設等の設置に努められるよう要望しておきたい。

（1）施設設備について

学習者を支援する機能のみならず、地域での防災・減災の拠点施設となりうるほか、子育て機能や高齢者を対象にした健康増進が図れる多機能型の施設として更新に努め、また、上記機能における講座や教室等を積極的に実施するなど、特に、医療器具による補助（オストメイト等）が必要な方や障がいを抱える方々の参加にも配慮した環境整備にも努められたいこと。

（2）拠点施設での講座等の企画運営について

拠点施設については、新たに設置される拠点施設のエリア間で連携を密にし、偏りのない充実した学習・講座等の企画運営が図られ、特に、子どもから高齢者までの様々な市民においては、多様複雑化している個人や地域及び世代間で抱えている課題等を、自らが解決できるための学習や社会活動への参加が図れる機会の提供に努められたいこと。

（3）拠点施設等での地域の窓口機能について

地域における“社会教育の相談窓口”として、社会教育に携わる有識者や社会教育委員等が、施設に在中できるスペースを確保しつつ、学習者への相談等を踏まえながら様々なニーズに対応する機会の確保に努めるとともに、また、行政への各種事務的な手続等についても、本庁で実施している“ワンストップ窓口”と同様に、地域における“総合窓口（ワンストップ）”サービス機能を持たせるよう検討されたいこと。

（4）図書サービス機能等について

現行の公民館で実施している図書サービス機能を確保することのみならず、各

拠点施設等で図書資料の収集に特色をもたせるなど、図書サービスの充実に努められたいこと。

図書の選定にあたっては、拠点施設での単位協議会内のメンバーや大学等の有識者が参加し選書するなど、関連する蔵書の充実が図られ、特に、活字離れの子どもにも興味を持たせるため、本に馴染む心を育めるような蔵書のさらなる充実とともに、子どもが自由に出入りできる居場所としての「子ども図書スペース」機能を確保することにも努められたいこと。

(5) 拠点施設運営の中心となる組織について

新たに組織される単位協議会においては、その地域との交流連携を密に図られる体制の構築に努められ、組織体制では、これまでの地域に参画している町会・各種団体の方々以外にも、専門的な知識を持った方などの人材の掘り起こしを積極的に行い、さらなる地域の活性化に努められたいこと。

(6) 拠点施設においての地域での防災並びに減災体制の構築について

災害・緊急時に、地域で対応するための住民の繋がりやネットワークの組織体制の構築を図り、特に、防災面では、小学校区を基準にエリア（ブロック）単位を意識した活動連携を強化し、地域住民による自主防災訓練・物資管理体制の組織化に努められたいこと。

5 おわりに

以上、「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公民館及び地区体育館のあり方」について答申をさせていただいた。

この議論を行なう上で、平成27年5月19日の第1回の社会教育委員会で市民生活部コミュニティ推進課からコミュニティセンター等の施設についての説明を受けたが、現時点においても、地区コミュニティセンターや新しい組織づくり等の詳細が決定していないこともあり、提言や附帯意見をまとめるにあたって具体論に欠け、一般論にとどまってしまっている部分があることはお許しをいただきたい。

今後、地区コミュニティセンター施設の機能が明からになっていくと思われるが、社会教育法の規定に基づかない施設となるため、しっかりとその施設の設置目的を持たなければならない。本市の社会教育の振興を考える上で、これまでの公民館で果たしてきた役割を損なうことなく、少子化や高齢化が進む現代社会に対応し、また地域が抱える課題にも解決できる機能を持った新たな総合型施設として更新されることが大いに望まれるところである。

今日まで公民館等を中心に蓄積した社会教育の実践の成果を生かしながら、市民一人ひとりが主体的に創意工夫を凝らして地域社会へ参画していくことが求められる。そのためには、守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画の「高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会・自治会の加入率の低下などが問題になってきている一方、防災や福祉の分野における共助の核として地域社会の役割は重要性を増してきます」とあるように、これらを踏まえた「新しいコミュニティ像」を市民と行政が協働して実現することのできる地域コミュニティ拠点施設や地区コミュニティセンターが設置されることを願って止まない。

昨今、高度情報化の進展、社会情勢の劇的な変化により、教育分野のみならず抜本的な制度改革が行なわれ、既存の概念では課題解決できない様々な事項が重層的かつ横断的に発生している。これらの課題を解決し、より良いまちづくりを推進していくためには、これまで以上に縦割り行政的な考え方にとらわれるのではなく、幅広い視野を持って諸行政に取り組んでいく方針へと改めて行かなければならない。

すなわち、社会教育行政のみの分野の課題として捉えるのではなく、市の総合的な施策として目標を設定し、あらゆる行政分野の施策を包括・総合的に調和・統合させて行政を展開していく時期に来ている。

実際に、視察を行なった先行市の事例では、先導的に“生涯学習ビジョン”を策定した後に、生涯学習推進体制を再編し、様々な行政視点から各関係部署において施策や事業展開が実施されている。

結びに、この度の取り組みを市民と行政の双方にとって“新たな時代の転機”として捉え、本市がめざす都市像である「歓響都市もりぐち」がより一層実現されることを強く願うものである。

資料編

写

守生学 第29号
平成27年4月20日

社会教育委員会議 議長 様

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一

守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における
今後の公民館及び地区体育館のあり方について（諮問）

社会教育関係施設のうち公民館については、市民の生涯学習に対するニーズが多種多様化しており、現行の社会教育施設ではこれらのニーズを充足させることは難しい状況である。さらに、施設等の老朽化が進み、耐震化の課題も残っている。

また、地区体育館についても、市民の健康志向の高まりから今後も多くの利用が続く傾向があると思われるが、施設等の老朽化が進み、耐震化も未実施である。

市教育委員会では、施設の役割りを改めて検証しながら、社会教育関係施設の更新を行う際の方向性を示すために、本市社会教育委員会議の建議に沿って、平成25年3月に「社会教育関係施設更新の基本方針」を策定したところである。

その中で公民館と地区体育館は、「施設等の老朽化が激しいことから、新たな総合型施設の整備に併せて廃止」としている。

その後、市は平成26年3月に「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を策定し、その中で地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割や必要と想定される機能等が示されており、平成27年2月27日開催の守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議では、議論の到達点として「地域コミュニティ拠点施設の3館整備時には、(仮称)地区コミュニティセンターとして活用する公民館を5館、地区体育館を6館とし、市民の社会教育の振興を図る」と結論付けている。

そこで市教育委員会は、その到達点についての意見をふまえ、公民館と地区体育館が、「市民の社会教育の振興」と、「少子高齢化という新たな時代に対応出来る社会教育について」といった課題に対して、今後どうあるべきか等の意見を求めるため、貴委員会議に諮問する。

○地域コミュニティ拠点施設と既存公共施設との関係などについて

(たたき台) (関係抜粋)

守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議（以下「検討会議」という。）において検討を行なっておりました既存公共施設と地域コミュニティ拠点施設との関係などについて、平成27年2月27日に開催した第14回検討会議における議論の到達点を、別紙1, 2のとおりたたき台としてとりまとめるものです。

記

1 地域コミュニティ拠点施設3館整備時の全体像について

地域コミュニティ拠点施設（以下「拠点施設」という。）の3館整備時には、(仮称)地区コミュニティセンター（以下「地区センター」）として活用する公民館を5館、地区体育館を6館とする。

2 社会教育機能ににおいて

拠点施設及び地区センターにおいても、市民の社会教育の振興を図る

(以下、略)

平成27年2月27日

守口市コミュニティ拠点施設検討会議

(※別紙1, 2は省略)

平成27年度 社会教育委員会議審議経過

回	開催日時	開催場所	議題
第1回	5月19日(火) 午後2時	・守口市教育センター 4階 会議室1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正副議長の選出 2. 社会教育委員会議への諮問
第2回	6月30日(火) 午前10時	・枚方市立中央図書館 ・枚方市立牧野生涯 学習市民センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 枚方市の社会教育関係施設 見学
第3回	7月28日(火) 午後2時	・守口市教育文化会館 4階 第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度社会教育関係団体 補助金交付について 2. 平成27年度教育委員会 生涯学習部各課の事業計画に ついて 3. 今後の公民館及び地区体育館の あり方について
第4回	8月25日(火) 午後2時	・守口市役所1号別館 3階 第1委員会室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 守口市教育委員会への答申(案)

【策定経過資料】

事 務 連 絡
平成27年9月18日

守口市社会教育委員会議
委員 各位

守口市社会教育委員会議
議長 廣川 弘光

「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における
今後の公民館及び地区体育館のあり方について」の答申素案について（送付）

初秋の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市社会教育行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第4回目の守口市社会教育委員会にてご意見等いただき、整理したものを別添のとおり答申素案としてまとめました。

つきましては、この内容について再度最終の意見を拝聴させていただきたいと存じます。

※ご意見等ある場合は、9月25日（金）までに、下記の連絡先（FAX及びEメール）までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます（書式自由）。

（事務局）守口市教育委員会 生涯学習部生涯学習課 電 話：06-6995-3158 F A X：06-6991-3098 E-mail：Mori_shougaigaku@city-moriguchi-osaka.jp

(答申素案)

平成27年 月 日

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一 様

守口市社会教育委員会議
議長 廣川 弘光

守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における
今後の公民館及び地区体育館のあり方について (答申)

平成27年4月20日付守生学第29号をもって諮問のあったみだしの件に
ついて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

1 はじめに

この度、市教育委員会から、平成27年4月20日付、守生学第29号で「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公民館及び地区体育館のあり方について」の諮問を受けた。

以来、本市社会教育委員会議は、平成27年5月から審議を始め、6月には公民館からコミュニティセンターへ移行した先進市である枚方市への現地視察を行い、その後、その先行事例を踏まえながら様々な観点から慎重な議論を経て意見の集約を見た。

諮問事項については、一定の意見を付した上で、コミュニティセンターへ移行することは妥当であると判断し、4つの提言と附帯意見を付し、本答申を行なうものである。

なお、本市社会教育委員会議としては、これまで幾度となくコミュニティセンターに関わる答申を行なってきた経緯もあるので、この機会に「これまでの経過」として次章にまとめることにした。

2 これまでの経過

これまで本市社会教育委員会議では、当時の社会情勢の変化等に鑑みながら、公民館の運営やあり方等について答申を積み重ねてきた。

今一度、本市の公民館の歴史について振り返り、公民館の変遷や国・市の施策並びに社会の動向等を交えながら論点の整理としたい。

○公民館等設置の経緯

本市の公民館の設置については、昭和23年4月に公民館設立準備委員会を開催し、同年10月に公民館設立総会において決議されたことに始まる。東橋波・馬場・守口・高瀬の各分館等を順次開設し、また、昭和24年の社会教育法施行に伴い、昭和25年4月「守口市公民館設置並びに管理条例」、「守口市社会教育委員設置条例」、「守口市公民館運営審議会条例」を制定し、同年5月に守口市立公民館を、昭和42年4月に庭窪公民館、昭和43年4月に三郷公民館を設置して3館体制となった。

昭和45年5月策定の「守口市総合基本計画」で、中学校区毎に公民館を設置すると明確に打ち出されたことから、昭和46年2月に「守口市公民館設置並びに管理条例」、「守口市公民館条例」を改定させ、固定・惰性を廃し更な

る充実と進展を図るため、10ある分館を「地区運営委員会」と改称させた。

その後、東部・南部・八雲東・錦・東・庭窪公民館分室・北部公民館を、そして昭和62年には西部公民館を順次開館させて、現在の10館1分室体制となる。

○「本市の公民館のあるべき姿について」等の答申

昭和54年8月に市教育委員会から「本市の公民館のあるべき姿について」と題して諮問を受け、数年にわたり検討を行なった。

昭和56年5月に「地区運営委員会のあり方について」、昭和59年4月に「公民館経営のあり方について」の中間答申を行ない、昭和60年1月に「公民館の整備計画について」がまとまったことから、昭和60年1月に最終答申として併せて、「守口市の公民館のあるべき姿について」を市教育委員会に提出した。

主な内容であるが、公民館の設置については、一中学校区毎にしていたが当時（昭和56年）は5館体制であったことから「地域全域には完備されておらず地域的な隔たりがあり、事業内容に趣味的・生活技術的・スポーツ関係の事業が多い」とした。

地区運営委員会については、「地域住民の生活文化の向上と暖かい連帯意識の醸成に活発な事業を展開し、明るい町づくりに貢献している功績は非常に大きい。しかしながら、研修事業は、親睦が中心となっている」という当時の運営の傾向についても指摘をさせていただき、その後、大きな改善がみられ今日に至っている。

○社会教育審議会（国）の答申による社会への影響

一方、国の社会教育審議会では昭和46年4月に「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」の答申が出され、「これからの公民館は、コミュニティセンターの性格を含む広い意味での社会教育の中心として、地域住民の各種の日常的学習要求に答えながら、特に新しいコミュニティの形成と人間性の伸張に果たす割合が、改めて重視されなければならない」との提起を受けた。このことにより、“公民館”イコール“コミュニティセンター”を同一視する風潮が全国各地で強くなっていったのである。

しかしながら昭和60年の本市社会教育委員会議の答申では、「公民館の主要な役割は、住民の広い意味での『学習活動』を媒体として、地域住民の連帯意識・自治意識を向上させ、コミュニティづくりに役立つことになるものであり、学習を支える専門職員の存在を欠くわけにはいかず、コミュニティセンターとは基本的に目的・性格が異なる施設ということが出来る。すなわち、公民館は

コミュニティセンターの役割を果たすことができるが、コミュニティセンターは公民館の役割を果たすことができない」とする見解を示した。

これは、当時のコミュニティセンターの考え方が「行財政改革・合理化」路線の傾向にあったことに対する見解であり、現在の本市が構想として掲げる“「社会教育の振興」を図るコミュニティセンター”とは意味合いが異なった解釈と考えなければならない。

○「今後の公民館の運営のあり方について」の答申

その後、平成9年1月の市教育委員会の「今後における公民館の運営のあり方について」の諮問については、本市社会教育委員会議は専門委員会を設置し、平成9年10月に「当時よりも社会情勢が複雑化し、性格を異にするコミュニティセンター機能と社会教育施設機能をどのように調和させていくかが現時点での大きな課題」と答申し、地域参画を主眼に据えた5つの視点で提言を次のとおり行なった。

1. 公民館運営委員会の活性化と校区学習計画について
2. 今後における公民館と生涯学習課の位置づけについて
3. 少数精鋭の職員体制について
4. 地域住民の公民館経営への参画について(施設ボランティア)
5. 開かれた公民館をめざすネットワークシステムの充実について

○「公民館運営組織の改正(案)について」の答申

平成13年7月には、「公民館運営組織の改正(案)について」の諮問を市教育委員会から受けた。現状を打開していくためには「公民館が地域と深く関わりをもち、住民の協力を求めながら、その役割と位置づけを明確にし、自主性や地域性を活かした公民館運営に移行していく必要がある。さらに、地域住民の公民館運営への参画を一層推し進め、地域の住民が主体的に学習活動や地域活動を自らの手で実行できる体制を構築し、公民館の全ての運営を協議会に委ね、地域のコミュニティセンターへと変革させるべきである。」と答申した。

○本市の新たな主要施策

本市では、平成23年3月に「第五次守口市総合基本計画」及び平成24年9月に「守口市都市計画マスタープラン」を策定し、「生涯学習施設の良い環境を確保する必要性」が謳われ、同年12月「もりぐち改革ビジョン(案)」では「市民へのサービス水準を維持しつつ、類似した機能を持つ施設の集約化や

複合化を図り、効率的な運営を実現する」とされた。

○第6期中央教育審議会生涯学習審議会の議論

「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（平成25年1月）において、社会教育行政が抱える様々な課題について、地域コミュニティの変質への対応等のポイントを主軸に挙げながら、今後の社会教育行政の取り組みに必要なものとして、これまでの公民館等の社会教育施設における限界性を次のとおり述べている。

「依然として多くの地方公共団体では、公民館等の社会教育施設における講座等の実施を中心とした社会教育担当部局で完結した「自前主義」から脱却できないでいる」と厳しい指摘を受けている。

なお、本市の公民館においては、すでに地区運営委員会・活動推進委員会が各館で、また、一部の公民館では公募型企画委員会が講座を実施しており、市民の意思が直接反映される講座が展開されていることを特筆しておきたい。

○本市社会教育関係施設の更新

このような中、市教育委員会は、平成25年2月策定の「第2次守口市生涯学習推進計画」において、「地域のまちづくりやコミュニティの拠点施設としての機能をもった施設へ再編整備していく必要がある」とし、本市社会教育委員会会議では、平成24年度に、議論を重ねていた社会教育関係施設の更新についてとりまとめを行い、意見具申（建議）を平成25年1月に市教育委員会に行った。

この建議を受けて市教育委員会では、平成25年3月に「社会教育関係施設更新の基本方針」がまとめられ、その中で公民館については、市民の生涯学習に対するニーズが多種多様化しており、現行の社会教育施設ではこれらのニーズを充足させることは難しい状況にあることから、その更新にあたっては、「コミュニティの拠点としての地域住民が必要とする総合型の施設として更新することが望ましい。このため、その更新については、新たな総合型施設の設置を関係部局とともに取り組んでいきます。そして、その施設の整備に併せて現行の公民館を廃止します。」とし、地区体育館・教育文化会館も同様の方向性が示されている。

○「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」の策定

本市は、平成26年3月「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を策

定し、その中で地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割や必要と想定される機能等が示された。

また、平成27年2月27日開催の守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議では、議論の到達点として「地域コミュニティ拠点施設の3館整備時には、(仮称)地区コミュニティセンターとして活用する公民館を5館、地区体育館を6館とし、拠点施設及び地区センターにおいても市民の社会教育の振興を図る」と結論づけている。

このことから、市教育委員会は、この議論の到達点について、公民館と地区体育館が「市民の社会教育の振興」と「少子高齢化という新たな時代に対応出来る社会教育について」といった課題に対して、今後どうあるべきか等の考え方をまとめるため、本市社会教育委員会議に諮問をされたものであると解される。

以下、次章にその提言内容をまとめた。

3 提言内容

本市社会教育委員会議は、公民館制度を廃止する場合には、まず社会教育を振興するための機能について、具体例を挙げながら議論を重ねた。

その結果、公民館で運営されている現行の機能は地域住民にとっては最低限でも必要不可欠なものであり、今後、施設等が更新される際には、以下の内容について担保されるべきであると判断する。

(1) 学習機会・情報の提供(講座・講習会等)の確保

- ① これまで公民館で行なわれている様々な講座・教室については、更新される施設においても従前どおり継続して行なうよう努められたい。
- ② 地域での催し物(町内会・児童会等)、地域活動、またはボランティア養成講座等についての使用料等の有無は、弾力的かつ柔軟的に配慮されたい。
- ③ インターネット(ホームページ等)、特にフェイスブック・ツイッター等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を積極的に活用し、情報提供の充実を図りながら、地域住民をはじめとした幅広い世代に発信を行なうよう努められたい。
また、利用者からの意見についても各世代に対応した集約の方法で行なうように努められたい。
- ④ 学校施設(教室・体育館・校庭)等を積極的に活用し、幅広い世代が交流のできる事業内容を企画し、伝統文化や知識・体験等の継承が行なわれる

よう少子高齢化に対応させ、様々な学習機会（講座・教室等）の提供に努められたい。

（２）図書・記録・資料の提供（図書サービス）

- ① 市全体としての図書館・図書サービスの構想を明確に打ち出すこと。特に子どもの学力向上等を図るために、子育てのための児童書の配架を充実に努められたい。
- ② 利用者の利便性に考慮し、電子書籍等の導入も視野に入れつつ、専門書（統計・歴史関係等）については引き続き紙媒体での蔵書収集に努められたい。
- ③ 現状の図書サービス機能を更新される施設でも引き続き維持させ、利用者にはスムーズな貸出・蔵書検索システムを確保されたい。
- ④ 図書レファレンスの体制についても同様に、窓口で対応できる司書等の人材配置を充実させつつ、図書の利用を今まで以上に努められたい。

（３）住民・地域活動、サークル活動の支援（利用サービス）

- ① 従来からの地域でのサークル活動を担保すること。その際に、使用するロッカーの管理・確保に努められたい。
- ② ロッカー等の使用理由により、サークル活動については有料、住民・地域活動については無料等の支援の区別に努められたい。
- ③ 集会・教室等のサークル活動で使用する資料の作成については、各自で印刷ができる環境整備に努められたい。
- ④ サークル活動の代表者が繋がりを持ち、連絡調整を行なっている「サークル協議会」が、更新される施設においてもその機能を持った組織の設立の醸成に努められたい。

（４）地域コミュニティ及び社会教育の推進に関する団体

- ① 公民館に設置している地区運営委員会や活動推進委員会について、地域住民の意見を行政に反映することのできる組織体であるため、今後もそのコミュニティ活動の推進が図られる組織づくりをされたい。
- ② その際には、地域の町会・学校・老人会等の長や行政関係の団体の代表者・有識者などの幅広い構成者を考慮するように努められたい。
- ③ 現行の各公民館で形成された組織体以上に、地域での課題解決を自らで行えるよう、住民自治の気運の醸成を一層高めるように努められたい。

以上の4つの視点が、市民の社会教育の振興を図るために必要と考えられるため、計画されている新しい制度においてもしっかりと盛り込まれるよう強く標榜する。

4 附帯意見（新たな機能）

本市社会教育委員会議で、諮問に対して社会教育の振興に関する項目については前述のとおりであるが、現段階では地区コミュニティセンターや、コミュニティ単位協議会等の運営組織まで明らかになっていない点も多数ある。

今後、「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」の具現化がさらに図られると思われるが、付加すべき“新たな機能”についても意見の集約をみたため、以下の点について、十分に留意し施設等が更新されるよう要請する。

（1）施設設備について

学習者を支援する機能のみならず、地域での防災・減災の拠点施設となりうるほか、子育て機能や高齢者を対象にした健康増進機能などの講座や教室等の実施に対応した多機能型の施設として更新に努められたい。

特に、医療器具による補助（オストメイト等）が必要な方や障がいを抱える方々の対応に配慮した整備に努められたい。

（2）拠点施設運営の中心となる組織について

新たに組織される単位協議会においては、その地域との交流連携を密に図られる体制の構築に努められたい。

また、この体制の組織化には、これまでの地域に参画している町会・各種団体の方々以外にも、専門的な知識を持った方などの人材の掘り起こしを積極的に行なうことで、さらなる地域の活性化にも努められたい。

（3）拠点施設での地域の防災・減災体制の構築について

災害・緊急時に、地域で対処するための住民の繋がりやネットワークの組織体制の構築に努められたい。

特に、防災面では、小学校区単位を基準にエリア（ブロック）単位での活動連携をより強化し、地域住民による訓練・物資管理体制の組織化に努

められたい。

(4) 拠点施設での講座等の企画運営について

拠点施設については、新たに設定される拠点施設間で連携を密にし、偏りのない幅広い充実した学習・講座等の企画運営に努められたい。

特に、若年から高齢期の様々な住民が、個人や地域で抱えている課題が多様化・複雑化している世代の課題を、自らが解決するための学習や社会活動の参加の機会提供に努められたい。

(5) 拠点施設等での地域の窓口機能について

地域での“社会教育での相談窓口”として、社会教育に携わる有識者や社会教育委員等が、施設に在中できるスペースを確保しつつ、地域住民との相談等のニーズに応える機会の確保に努められたい。

また、各種にわたって行政への事務的な手続についても、本庁で実施している総合窓口課と同様に、地域においての“ワンストップ窓口”的なサービス機能を持たせるよう検討されたい。

(6) 図書サービス機能等について

現行の公民館に設置されている図書サービス機能を担保することのみならず、各拠点施設等で図書資料の収集に特色を出すなど、図書サービスの充実に努められたい。

図書の選定にあたっては、拠点施設での単位協議会内の部会のメンバーや大学等の有識者に参加してもらい、関連する蔵書の充実が図られるよう努められたい。

特に、活字離れの子どもにも興味を持たせるため、本に馴染む心を育てるような蔵書の充実が図られるよう努められたい。

また、図書室の中に、子どもが自由に出入りできる居場所としての「子ども図書分室」的な機能を確保することにも努められたい。

5 おわりに

以上、「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公

民館及び地区体育館のあり方」について答申をさせていただいた。

平成27年5月19日の第1回の社会教育委員会でコミュニティ推進課から、コミュニティ計画についての説明を受けたが、本答申を行なう現時点においても、地区コミュニティセンターや新しい組織づくり等の詳細が決定しておらず、提言や附帯意見をまとめる上で非常に困難を極めたことを明記しておく。

今後、地区コミュニティセンター施設の機能が明からになっていくと思われるが、社会教育の振興という公民館での生涯学習施設の機能を損なうことなく、現状の移行だけに留まらないよう、また、少子高齢化など地域に抱える課題にも解決できる機能を持った新たな総合型施設として更新されることが大いに望まれる。

今日まで公民館等を中心に蓄積した社会教育の実践の成果を生かしながら、住民一人一人が主体となり、創意工夫を凝らして地域社会へ参画していくことが、さらに必要不可欠なものであるといえる。

そのためには、守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画にある「高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会・自治会の加入率の低下などが問題になってきている一方、防災や福祉の分野における共助の核として地域社会の役割は重要性を増してきます」とあるように、これらを踏まえた「新しいコミュニティ像」を行政とともに構築しつつ、実現していくことのできる地域拠点施設が創造されることを願って止まない。

昨今、高度情報化の進展、社会情勢の劇的な変化により、教育分野のみならず抜本的な制度改革が行なわれ、既存の概念では課題解決できない様々な事項が重層的かつ横断的に発生している。

まずこれらの課題を解決し、住民にとってさらなるより良いまちづくりを推進していくためには、これまで以上に縦割り行政的な考え方にとられるのではなく、幅広い視野を持って諸行政に取り組んでいく方針へと改めて行かなければならない。

すなわち、社会教育行政のみの分野の課題として捉えるのではなく、市の総合的な施策として目標を設定し、あらゆる行政分野の施策を包括・総合的に調和・統合させて行政を展開していく時期を向かえている。実際に、視察を行なった先行市の事例では、先導的に“生涯学習ビジョン”を策定した後に、生涯学習推進体制を再編し、様々な行政視点から各関係部署において施策や事業展開が実施されている。

結びに、このたびの取り組みを、行政・住民の双方にとって“新たな時代の転機”として捉え、本市がめざす都市像である「歓響都市もりぐち」がより一層実現されることを強く願うものである。

【策定経過資料】

市社会教育委員会議答申 主要修正事項一覧

○第1章 はじめに

修正に係る所見	答申素案	修正
「第1章 はじめに」から「第2章 これまでの経過」へ至るため、本章文末には公民館の変遷や動向等を説明する文言が必要ではないか。	…以下に「これまでの経過」として総括を行なうこととする。	…本市の公民館の変遷や市の施策並びに社会の動向等を交えながら次章にまとめることにした。

○第2章 これまでの経過

修正に係る所見	答申素案	修正
本章の導入部分は、前章部分に盛り込んで集約できるのではないか。	これまで本市社会教育委員会では、当時の社会情勢の変化等に鑑みながら、公民館の運営やあり方等について答申を積み重ねてきた。 今一度、本市の公民館の歴史について振り返り、公民館の変遷や国・市の施策並びに社会の動向等を交えながら論点の整理としたい。	(前章へ集約し削除)
「○公民館等設置の経緯」について、地区運営委員会等に関する経緯が不足しているのではないか。	…同年5月に守口市立公民館を、昭和42年4月に庭窪公民館、昭和43年4月に三郷公民館を設置して3館体制となった。…	(左記文末に追加) …昭和44年4月に活動内容を一段と充実させるために、「守口市公民館分館設置規則」を廃止し、「守口市公民館地区運営委員会設置規則」を公布施行させ、10の分館を地区運営委員会にする改称が行なわれた。

○第2章 これまでの経過

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>「○公民館等設置の経緯」について、当時の「守口市公民館設置規則」を廃止した経緯について事由を記述しているが、表現が分かりにくいいため文言整理して集約すべきではないか。</p>	<p>…固定・惰性化を廃し更なる充実と進展を図るため、10ある分館を「地区運営委員会」と改称させた。</p>	<p>(左記部分削除) (前項の修正欄にて集約)</p>
<p>「○社会教育審議会(国)の答申による社会への影響」については、これまでの本市社会教育委員会議の答申にも踏まえた内容であり必要な部分ではあるが、冗長的になってしまうため極力削除できないか。</p>	<p>一方、国の社会教育審議会では、(中略)、…しかしながら昭和60年の本市社会教育委員会議の答申では、(中略)コミュニティセンターとは基本的に目的・性格が異なる施設ということが出来る。すなわち、公民館はコミュニティセンターの役割を果たすことができるが、コミュニティセンターは公民館の役割を果たすことができない」とする見解を示した。</p> <p>これは、当時のコミュニティセンターの考え方が「行財政改革・合理化」路線の傾向にあったことに対する見解であり、現在の本市が構想として掲げる“「社会教育の振興」を図るコミュニティセンター”とは意味合いが異なった解釈と考えなければならない。</p>	<p>(左記部分を削除)</p>

○第2章 これまでの経過

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>「○本市の新たな主要施策」について、引用する部分が適切か文言調整が必要ではないか。</p>	<p>…「生涯学習施設の良好な環境を確保する必要性」が謳われ、…</p>	<p>…両計画とも「生涯学習施設については、利用者のニーズを踏まえ、計画的に整備を進める」と述べられ、…</p>
<p>「○第6期中央教育審議会生涯学習審議会の議論」について、これまでの本市社会教育委員会議の答申にも踏まえた内容であり必要な部分ではあるが、冗長的になってしまうため極力削除できないか。</p>	<p>「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(平成25年1月)において、(中略)「依然として多くの地方公共団体では、公民館等の社会教育施設における講座等の実施を中心とした社会教育担当部局で完結した「自前主義」から脱却できないでいる」と厳しい指摘を受けている。</p> <p>なお、本市の公民館においては、すでに地区運営委員会・活動推進委員会が各館で、また、一部の公民館では公募型企画委員会が講座を実施しており、市民の意思が直接反映される講座が展開されていることを特筆しておきたい。</p>	<p>(左記部分を削除)</p>
<p>「○本市社会教育関係施設の更新」について、計画名の表記は基本方針ではないか。</p>	<p>○本市社会教育関係施設の更新</p>	<p>(訂正) ○本市社会教育関係施設更新の基本方針</p>

○第2章 これまでの経過

修正に係る所見	答申素案	修正
「○本市社会教育関係施設の更新」について、本答申の位置付けを明確にすべきではないか。	…地区体育館・教育文化会館も同様の方向性が示されている。	(追加) …今回の諮問に対する答申は、この基本方針の具現化を求める位置づけにあるものと思われる。
○「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」の策定について文言整理が必要ではないか。	…今後どうあるべきか等の考え方をまとめるため、本市社会教育委員会議に諮問をされたものであると解される。以下、次章にその提言内容をまとめた。	…今後どうあるべきか等の考え方をまとめるため、本市社会教育委員会議に諮問をされたものであると解され、次章にその提言内容をまとめた。

○第3章 提言内容

修正に係る所見	答申素案	修正
導入部分について「社会教育の振興」を図ることについて、これを強調するための文言整理が必要ではないか。	…今後、施設等が更新される際には、以下の内容について担保されるべきであると判断する。	…以下の内容については継続または拡充されるべきと判断した次第である。
(1) 学習機会・情報の提供(講座・講習会等)の確保 ②について、実態に則した文言整理の必要があるのではないか。	② 地域での催し物(町内会・児童会等)、地域活動、またはボランティア養成講座等についての使用料等の有無は…	② 地域での催し物(町内会・子ども会等の行事)、活動(集会・学習会等)、また、ボランティア養成や子育て講座などについては…
④について、「地区コミュニティセンター」にも触れ、文言整理の必要があるのでは。	④ 学校施設(教室・体育館・校庭)等を積極的に活用し、…	④ 地区コミュニティセンター等以外にも、学校施設(教室・体育館・校庭)等を…

○第3章 提言内容

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>(2) 図書・記録・資料の提供（図書サービス）の機能について</p> <p>③については、優先順位が①が適当であると考えられる。また、地区コミュニティセンターにも触れながら、文言整理の必要がある。</p> <p>①について、児童書配架の必要性の理由を具体的に表現するべきではないか。</p>	<p>③ 現状の図書サービス機能を更新される施設でも引き続き維持させ、・・・</p> <p>①・・・特に子どもの学力向上等を図るために、子育てのための児童書の配架を充実に努められたい。</p>	<p>① 地区コミュニティセンター等でも図書サービス機能については引き続き確保し、・・・</p> <p>②・・・子どもや子育て世代には必要な児童書の配架の充実に努められたいこと。</p>
<p>(3) 住民・地域活動、サークル活動の支援（利用サービス）について</p> <p>①について、備品等の倉庫使用についても付加すべきではないか。</p> <p>②について、表現が分かりにくい。「料金体系」で区別する文言整理が必要ではないか。</p> <p>③印刷機のみならず、附属する機器等を各自で使用できる環境整備が今後必要となるのではないか。</p>	<p>①・・・その際に、使用するロッカーの管理・確保に努められたい。</p> <p>②・・・サークル活動については有料、住民・地域活動については無料等の支援の区別に努められたい。</p> <p>③・・・各自で印刷ができる環境整備に努められたい。</p>	<p>① その際に使用する備品などの保管場所としてロッカーや倉庫の確保・管理に努められたいこと。</p> <p>②・・・その使用理由における料金体系（地域活動等は無料、各サークル活動は有料など）を整備し、支援の区分に努められたいこと。</p> <p>③・・・各自で作成できる印刷機等の環境整備に努められたいこと。</p>

○第3章 提言内容

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>(3) 住民・地域活動、サークル活動の支援（利用サービス）</p> <p>④について、サークル協議会には活動の場の提供という表現が妥当であり、文言整理が必要ではないか。</p>	<p>④・・・連絡調整を行なっている「サークル協議会」が、更新される施設においてもその機能を持った組織の設立の醸成に努められたい。</p>	<p>④・・・自主的に連絡調整を行う「サークル協議会」等が地区コミュニティセンター等においてもサークル活動の発表の場が提供できるように努められたいこと。</p>
<p>(4) 地域コミュニティ及び社会教育の推進に関する団体</p> <p>①について、「公民館に設置」等分かりづらい表現のため、文言整理が必要ではないか。</p> <p>②について、構成される人員や分野の具体例をもう少し盛り込み、文言整理が必要ではないか。</p> <p>④について、現行の地域にある組織等についても、今後の地域コミュニティとの関連性が触れられていないので、追記すべきでないか。</p>	<p>① 公民館に設置している地区運営委員会や活動推進委員会について、・・・</p> <p>②・・・その際には、地域の町会・学校・老人会等の長や行政関係の団体の代表者・有識者などの・・・</p>	<p>① 公民館地区運営委員会や活動推進委員会については、・・・</p> <p>② 新しい組織づくりに際しては市民協働の観点から幅広い分野（地域の町会・学校・子ども会・老人会・行政関係団体・有識者・民間等）で・・・</p> <p>④ これまでの地域の組織及び人員は、（中略）新たに組織されるコミュニティ活動の中でも、その経験や実績等が活かされるとともに、地域全体が今後も継続的に発展できるよう、地域づくりの新たな担い手の発掘にも努められたいこと。</p>

○第4章 附帯意見(新たな意見)

修正に係る所見	答申素案	修正
冒頭部分について、附帯意見は「要請」という表現よりも「要望」が適切ではないか。	…以下の点について、十分に留意し施設等が更新されるよう要請する。	…以下の点について十分に留意し、新たな施設等の設置に努められるよう要望しておきたい。
<p>(1) 施設設備について</p> <p>「健康増進機能などの講座」という表現が分かりづらいため、文言整理が必要ではないか。</p>	…子育て機能や高齢者を対象にした健康増進機能などの講座や等の実施に対応した多機能型の施設として…	…子育て機能や高齢者を対象にした健康増進が図れる多機能型の施設として更新に努め、…
<p>(4) 拠点施設での講座等の企画運営について</p> <p>新たに設置される拠点施設等では、<u>優先順位が(2)</u>が適当であると考えられる。</p> <p>また、「拠点施設間」ではなく、「拠点施設のエリア間」で努められたい内容であるので、盛り込むべきではないか。</p>	<p>(4) 拠点施設での講座等の企画運営について</p> <p>…拠点施設については、新たに設定される拠点施設間で連携を密にし、…</p>	<p>(2) 拠点施設での講座等の企画運営について</p> <p>…拠点施設については、新たに設置される拠点施設のエリア間で連携を密にし、…</p>
<p>(5) 拠点施設等での地域の窓口機能について</p> <p>新たに設置される拠点施設等では、<u>優先順位が(3)</u>が適当であると考えられる。</p>	<p>(5) 拠点施設等での地域の窓口機能について</p>	<p>(3) 拠点施設等での地域の窓口機能について</p>

○第4章 附帯意見(新たな意見)

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>(6) 図書サービス機能等について</p> <p>新たに設置される拠点施設等では、<u>優先順位が(4)</u>が適当であると考えられる。</p> <p>現行の公民館での図書室は、「設置」しているのではなく、「実施」とう表現が適当ではないか。</p>	<p>(6) 図書サービス機能等について</p> <p>…現行の公民館に設置されている図書サービス機能を担保することのみならず、…</p>	<p>(4) 図書サービス機能等について</p> <p>…現行の公民館で実施している図書サービス機能を担保することのみならず、…</p>
<p>(2) 拠点施設運営の中心となる組織について新たに設置される拠点施設等では、<u>優先順位が(5)</u>が適当であると考えられる。</p>	<p>(2) 拠点施設運営の中心となる組織について</p>	<p>(5) 拠点施設運営の中心となる組織について</p>
<p>(3) 拠点施設での地域の防災・減災体制の構築について</p> <p>新たに設置される拠点施設等では、<u>優先順位が(6)</u>が適当であると考えられる。</p> <p>また、自主防災の主体となるのは住民であるため、その表現を入れるべきではないか。</p>	<p>(3) 拠点施設での地域の防災・減災体制の構築について</p> <p>…特に、防災面では、小学校区単位を基準にエリア(ブロック)単位での活動連携をより強化し、地域住民による訓練・物資管理体制の組織化に努められたい。</p>	<p>(6) 拠点施設における地域の防災並びに減災体制の構築について</p> <p>…特に、防災面では、小学校区を基準にエリア(ブロック)単位を意識した活動連携を強化し、地域住民による自主防災訓練・物資管理体制の組織化に努められたいこと。</p>

○第5章 おわりに

修正に係る所見	答申素案	修正
<p>答申を行なう上での、第1回目の会議での諮問時点の状況や経緯については、必要以上の感情移入を行わず、事実在即した形で表現するのが適切ではないか。</p>	<p>…本答申を行なう現時点においても、地区コミュニティセンターや新しい組織づくり等の詳細が決定しておらず、提言や附帯意見をまとめる上で非常に困難を極めたことを明記しておく。</p>	<p>…この議論を行なう上で、(中略)、現時点においても、地区コミュニティセンターや新しい組織づくり等の詳細が決定していないこともあり、提言や附帯意見をまとめるにあたって具体論に欠け、一般論にとどまってしまっている部分があることはお許しをいただきたい。</p>
<p>新しく設置される「地区コミュニティセンター」は、社会教育法に基づかない施設であることを明記しておく必要ではないか。</p>	<p>…今後、地区コミュニティセンター施設の機能が明らかになっていくと思われるが、社会教育の振興という公民館での生涯学習施設の機能を損なうことなく、現状の移行だけに留まらないよう、…</p>	<p>…今後、地区コミュニティセンター施設の機能が明らかになっていくと思われるが、社会教育法の規定に基づかない施設となるため、しっかりとその施設の設置目的を持たなければならない。…</p>
<p>「住民」と「市民」の用語を適切に使い分ける必要があるのではないか。</p> <p>これからの地域の取り組み等については、「住民」が主となるので、「行政」よりも先にもってくる等の文言整理すべきではないか。</p>	<p>…住民一人一人が主体となり、創意工夫を凝らして地域社会へ参画していくことが、…</p> <p>…これらを踏まえた「新しいコミュニティ像」を行政とともに構築しつつ、…</p> <p>…結びに、このたびの取り組みを、行政・住民の双方にとって“新たな時代の転機”として捉え、…</p>	<p>…市民一人ひとりが主体的に創意工夫を凝らして地域社会へ参画していくことが求められる。</p> <p>…これらを踏まえた「新しいコミュニティ像」を市民と行政が協働して実現することのできる…</p> <p>…結びに、この度の取り組みを市民と行政の双方にとって“新たな時代の転機”として捉え、…</p>

守口市内公民館・地区体育館一覧

○公民館（10館1分室）

（平成27年4月1日現在）

施設名称	所在地	建築年（経過年数）
①中央公民館 教育文化会館※	京阪本通2丁目14番1号	昭和45年（45年）
②庭窪公民館	佐太中町1丁目6番45号	昭和41年（49年）
③庭窪公民館分室	金田町3丁目29番1号	昭和50年（40年）
④三郷公民館	東光町2丁目1番11号	昭和42年（48年）
⑤東部公民館	藤田町1丁目54番11号	昭和49年（41年）
⑥南部公民館	寺方元町4丁目7番6号	昭和53年（37年）
⑦八雲東公民館	八雲東町2丁目50番12号	昭和57年（33年）
⑧錦公民館	菊水通4丁目21番18号	昭和44年（46年）
⑨東公民館	大久保町5丁目38番14号	昭和44年（46年）
⑩北部公民館	淀江町6番3号	昭和59年（31年）
⑪西部公民館	文園町8番8号	昭和61年（29年）

※教育、文化の振興に資するため、中央公民館との複合施設として設置。

○地区体育館（9館）

（平成27年4月1日現在）

施設名称	所在地	建築年（経過年数）
①守口・土居地区体育館	竹町10番1号	平成7年（20年）
②庭窪地区体育館	佐太中町1丁目6番45号	昭和55年（35年）
③三郷地区体育館	東光町2丁目1番11号	昭和55年（35年）
④東部地区体育館	藤田町1丁目54番11号	昭和49年（41年）
⑤南部地区体育館	寺方元町4丁目7番6号	昭和53年（37年）
⑥八雲東地区体育館	八雲東町2丁目50番12号	昭和57年（33年）
⑦錦地区体育館	菊水通4丁目20番8号	昭和61年（29年）
⑧東地区体育館	大久保町5丁目38番14号	昭和62年（28年）
⑨北部地区体育館	淀江町6番3号	昭和59年（31年）

関係法令（抜粋）

○教育基本法（関係部分抜粋）

第二章 教育の実施に関する基本

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○社会教育法（関係部分抜粋）

第四章 社会教育委員

（昭二六法一七・旧第三章繰下）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正）

第十六条 削除

（平一一法八七）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正）

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

第五章 公民館(昭二六法一七・旧第四章線下)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正)

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正)

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正)

守口市社会教育委員名簿

(区分毎順 敬称略)

区分		氏 名	役 職 名 等
学識経験	議長	ひろかわ ひろみつ 廣川 弘光	・(現) 守口市国際交流協会 理事長
	委員	なわた ふみこ 縄田 文子	・(現) 大阪国際大学 教授
	委員	やまだ まさゆき 山田 正行	・(現) 大阪教育大学 教授
学校教育	委員	まるたに あきお 丸谷 明夫	・(現) 府立淀川工科高等学校吹奏楽部 顧問
	委員	ぞうらく しんさく 蔵楽 信策	・(現) 守口市立庭窪中学校 校長
社会教育	委員	しらえ としかず 白江 俊和	・(元) 守口市地域コーディネーター連絡会 会長
	委員	なかく やすこ 中多 靖子	・(現) 公民館活動推進委員会 委員
	副議長	ふかだ まさよし 深田 政好	・(現) NPO法人「コミュニティー信頼」代表
家庭教育	委員	あらい さちこ 新井 幸子	・(元) 市PTA協議会 母親代表委員会 委員長
	委員	こらい せつこ 古来 勢津子	・(現) 親学びの会「ホッとスマイル」代表

任期：平成27年3月1日から平成29年2月28日まで(2か年)